

妊娠がわかったら

● 妊娠届

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

医療機関で発行された妊娠届出書に基づき、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票、1か月児健康診査受診票をお渡ししています。

▶届出場所:子育て・健康センター

▶持ち物:妊娠届出書(病院でもらえます)、母のマイナンバーカード

● 母子健康手帳

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

妊娠からの母子の健康について記録する手帳です。健康診査や予防接種を受けるときに必要となるととても大切なものです。

● 産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度

問 保険年金課 国保係 ☎0274-40-2822

国民健康保険に加入している人が妊娠・出産したとき(出産予定日の6ヶ月前から申請可能、出産後の届出でも可)、産前産後期間相当分の所得割保険税及び均等割保険税が軽減される制度で届出が必要です。母子健康手帳等と来庁者の本人確認書類、世帯主と軽減対象者のマイナンバーが分かるものを持って窓口で申請してください。(電子申請可能。詳しくは藤岡市HPをご覧ください。)

● 産前産後期間の国民年金保険料の免除制度

問 保険年金課 医療年金係 ☎0274-40-2259

国民年金第1号被保険者が妊娠・出産したとき(出産予定日の6ヶ月前から申請可能、出産後の届出でも可)、国民年金保険料が一定期間免除される制度です。母子健康手帳等と本人確認書類を持って窓口で申請してください。(マイナポータルから日本年金機構へ電子申請することも可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。)

— 広 告 —



女性、子どもたちに優しい
地域に根ざしたクリニックです。

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	○	○	△	○	○
15:00~17:30	○	○	○	/	○	/

小児科一般外来は午前中のみ ▲木曜午前は小児科のみ診療 休診日 木曜午後、土曜午後、日曜、祝日

根岸産婦人科小児科医院
藤岡市中栗須 86 TEL0274-24-1111 <http://neg.shi-clinic.info/>

妊婦歯科健診

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

妊娠中に、市内の指定歯科医院にて、歯科健診を無料で1回受ける事ができます。妊娠届出時に、受診票をお渡ししています。妊娠中から赤ちゃんのために、むし歯や歯周病の予防をしましょう。

両親学級

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

パパとママと一緒に育児を始められるように、パパのマタニティ体験や赤ちゃんをお風呂に入れる練習を行います。

※予約制のため、藤岡市HPまたはお電話でお申し込みください。

ママサロン

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

妊産婦を対象に、歯磨き指導や栄養指導を行います。また、妊産婦の身体に合わせたピラティスを行っています。隔月で実施しています。

※予約制のため、藤岡市HPまたはお電話でお申し込みください。

妊婦訪問

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

妊娠届を出された方全員に、「妊娠中の方へのアンケート」を郵送または訪問でお届けします。希望の方には、妊娠中に面談を実施しています。

藤岡市妊婦支援給付金事業

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

妊娠期～子育て期まで、全てのご家庭が安心して子育てができるよう、お手伝いをします。妊娠届・乳児家庭訪問の際にご案内します。

◎妊婦等包括相談支援

保健師・助産師等が妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、家庭訪問や子育てサービス等、切れ目のない支援を実施します。

◎妊婦支援給付金の支給

妊娠届・乳児家庭訪問後に各5万円を支給します。



— 広 告 —

こどもの守り神さま
富士浅間神社
安産祈願・お宮参り
TEL:0274-22-2597
藤岡市藤岡1152

詳しくはWEBを
ご覧ください

●不妊・不育症治療制度●

不妊・不育症治療をしている夫婦の経済的な負担を軽減するため、医療費が補助されます。

藤岡市不妊・不育症治療補助事業 ※窓口は、藤岡市子育て応援課です。

問 子育て応援課 母子保健係 ☎0274-50-7805

- ▶ 対象者(以下の要件すべてに該当)
 - ・不妊・不育症治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
 - ・医療保険加入者
 - ・市税滞納が無い人
 - ・申請日の1年以上前から藤岡市に住所を有する人
- ※それ以降に治療に要した費用が補助の対象となります。
- ▶ 対象となる治療費
 - 不妊・不育症治療費及び不妊・不育症治療に付随する検査費等の治療に要する費用(医療保険適用外費用も可)
- ▶ 補助の内容
 - ※1年度につき1回申請でき、補助回数は5回(5年度)までです。
- ◆ 不妊治療費
 - 夫婦負担額の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、10万円が限度です。
- ◆ 不育症治療費
 - 夫婦負担額の2分の1(1,000円未満切り捨て)で、20万円が限度です。
- ▶ 申請期間
 - 4月1日から翌年3月31日に受けた不妊・不育症治療は、原則としてその年度内に申請してください。

群馬県不妊・不育専門相談センター ☎027-220-8425
(群馬大学医学部附属病院内) (相談予約専用ダイヤル)

- ▶ 相談日: 毎月第2・第4水曜日(祝日・年末年始除く。予約制)午後2時~4時
- ▶ 相談方法: 事前予約制ですので、予約専用ダイヤルにてお申込みください。
原則、個別面接相談で、1回30分です。
- ▶ 予約受付時間: 毎週月~金曜日(祝日・年末年始除く)午前9時~午後4時
- ▶ 相談時間: 予約時に確認してください。

